

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本城 嘉太郎	2,285,600	23.03
株式会社ロータス	1,250,000	12.59
株式会社ベリサーブ	770,080	7.76
銭 コン	673,340	6.78
GMCM VENTURES PTE. LTD.	660,000	6.65
中嶋 謙互	400,000	4.03
森川 幸人	390,000	3.93
成澤 理恵	390,000	3.93
株式会社イグニス	372,520	3.75
株式会社SBI証券	239,500	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
谷間 真	公認会計士													
植田 修平	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷間 真			谷間真氏は、公認会計士であり、また、他社の社外取締役を複数兼任するなど上場会社の経営者としての広い知見も有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
植田 修平			植田修平氏は、上場会社の経営者としての幅広い知識を有しており、また、日本オンラインゲーム協会の共同代表理事でもあり業界に精通しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	1	2	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	1	2	0	3	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会は、取締役会に上程する取締役、監査役の選解任案の検討、役員報酬制度の検討および会社業績や取締役の職責、成果等を踏まえた個人別報酬額の決定を行います。

同委員会は、独立性を担保するため、社外役員が過半数を占めています。

同委員会のメンバーは、社外取締役 谷間真を委員長(議長)とし、代表取締役社長 本城嘉太郎、社外取締役 植田修平、社外監査役 谷川健一、社外監査役 高橋正樹、社外監査役 川口洋司で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において会計監査人による監査計画や監査の方法および結果について定期的に報告を受けています。また、監査全般に関する事項について適宜会合を開催し、十分な意見交換を実施しています。
 内部監査に関しては、内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等を評価しています。監査役は、当該組織より、監査計画や監査の方法および結果について、定期的あるいは必要に応じて随時報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷川 健一	他の会社の出身者													
高橋 正樹	弁護士													
川口 洋司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷川 健一			谷川健一氏は、サッポログループマネジメント株式会社にて監査役を歴任するなど監査分野における専門家であり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
高橋 正樹		高橋正樹氏がパートナー弁護士を務める隼町法律事務所との間に、法務アドバイズ業務等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	高橋正樹氏は、隼町法律事務所代表パートナー弁護士であり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。

川口 洋司		川口洋司氏は、日本オンラインゲーム協会の事務局長や上場オンラインゲーム会社での取締役経験など、オンラインゲーム業界に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の基準を満たしていることから独立役員として選任します。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社グループの現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的としてストックオプション制度を導入しております。なお、当社のストックオプションの概要は、有価証券届出書をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他
-----------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、当社の社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他(社外協力者)となります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定に当たっては、その透明性及び客観性を確保することを目的として、社外役員を主要な構成員とする指名報酬委員会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、決定することとしております。具体的には、役員報酬テーブルに従って算定しております。固定報酬としての年額をベースとしたうえで、常勤役員については業績・責任範囲等連動報酬に基づき、非常勤役員については関与度に基づいた連動報酬を決定します。それに加え、各役員のスキルを加味した特別報酬を決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当取締役及びコーポレート部が、取締役会開催前に議案の事前通知及び必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役及び社外監査役から情報提供の依頼がある場合には、コーポレート部が窓口となり、必要な情報を収集して報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a 取締役会

当社の取締役会は代表取締役 本城嘉太郎が議長を務め、取締役 安田京人、取締役 森川幸人、取締役 成澤理恵、取締役 山下真輝、取締役 山村太巳、取締役 美濃裕司、社外取締役 谷間真、社外取締役 植田修平の9名で構成されており、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督等を行っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席し、取締役の業務執行の適正性を監査しております。剰余金の配当の決定機関として、中間配当については取締役会であります。

b 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役 谷川健一が議長を務め、非常勤監査役 高橋正樹、非常勤監査役 川口洋司の3名(3名とも社外監査役)で構成されており、原則として毎月1回監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画等に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を行うとともに、監査役会にて、その報告や監査役相互の情報共有等を図っております。

c 内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者2名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、当社の全部門及び当社グループの子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は実施した都度、代表取締役及び実施部署へ報告を行い、監査役にも監査実施状況を報告しております。

d 指名報酬委員会

当社は、公平性、透明性、客観性を強化するため、取締役の指名、報酬及び報酬制度等に関する諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。当社の指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された役員(委員総数の過半数は社外役員)で構成されております。取締役 谷間真(社外取締役)を委員長とし、代表取締役社長 本城嘉太郎、取締役 植田修平(社外取締役)、常勤監査役 谷川健一、非常勤監査役 高橋正樹、非常勤監査役 川口洋司の4名を委員とし、原則として年1回開催し、必要により随時開催することとしております。

e リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する管理体制の強化及び遵守状況の確認、法令違反発生時の対応方針の決定、並びに各種リスクの発生事例及び発生原因の情報共有、再発防止策の策定等を行っております。代表取締役社長 本城嘉太郎を委員長とし、取締役 安田京人、取締役 森川幸人、取締役 成澤理恵、取締役 山下真輝、取締役 山村太巳、取締役 美濃裕司、社外取締役 植田修平の9名、及び常勤監査役 谷川健一、非常勤監査役 高橋正樹、非常勤監査役 川口洋司の3名で構成され、原則として年4回の定期的な開催に加え、重大なリスクが発生した場合にも開催することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の業務執行を監査することが業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を目指しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様にごできるだけ株主総会へ参加いただけるよう、株主総会集中日を避けた開催日とするよう配慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン等、インターネットを通じた議決権行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後の課題として検討してまいります。

招集通知(要約)の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、事務負担及び費用、並びに今後の外国人株主の状況等を総合的に勘案し検討してまいります。
-----------------	---

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトにIR専用ページを設け、当社の経営・事業活動について開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な開催時期等の詳細は未定ではありますが、個人投資家向けに説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針の説明を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ではありますが、今後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIRページを設け、有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部管掌役員を責任者とし、コーポレート部が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の株主、投資家、及びその他の利害関係者等のステークホルダーの立場の尊重することを内容に織り込んだ各種社内規程やマニュアルを制定しており、全社員が閲覧可能な体制としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する積極的な情報開示が重要であり、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「取締役会規程」「職務権限規程」等に則り、業務を遂行し日々の活動を行う。また、取締役および監査役で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理等を含めた内部統制システムの強化についての体制整備を行う。各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。

また、役員及び従業員等からの組織的または個人的な法令違反行為・財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報規程」を設ける。当規程に則り、法令上疑義のある行為等について、役員及び社員等が、直接情報提供を行う手段として電話回線及びインターネットによるホットライン(内部・外部)を設置・運営する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内で定められた「文書管理規程」「情報セキュリティ規程」に基づき、文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)の保存及び管理を行う。取締役の職務執行に係る情報として、「株主総会議事録」「取締役会議事録」について文書等に記録し、保存する。監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。また、会社で定めた「リスク管理規程」に則り、各部門の所管業務に付随するリスク管理については、当該部門が担当し、個別にガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。

自然災害など重大事態発生時に社員の安全確保と事業の継続又は早期復旧を行うため、事業継続管理(BCM)として大災害対応計画及び事業継続計画を策定するとともに、これを定期的に見直し実効的なBCMの維持管理を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」を定め、取締役は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。重要事項については取締役会の決議、重要事項については「稟議規程」に則り決定し、その業務執行については、取締役会で決定した担当取締役が、その権限と責任の下で遂行する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。また、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」により、当社の機構及び職位並びに指揮命令の系列を定め、業務の適切な運営と効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「就業規則」を遵守し日々の業務を遂行する。

業務における適法・適正な手続き・手順については、社内規程類を整備し、運用する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務執行部門とは独立した内部監査人により、監査を実施する。

6. 会社並びに親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社に関しては「関係会社管理規程」に従い、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。

なお、関係会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、関係会社における業務の適正を確保する。業務における適法・適正な手続き・手順については、関係会社に関する規程類を整備し、運用する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、当社の内部監査人が監査を実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとし、その命令に関して、取締役等から指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席できるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。

10. 前号の報告をしたものが当該報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び関係会社は、「内部通報規程」に則り、報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない対応をする。

11. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題等についての意見を交換する。また、監査役会は、当社の内部監査人および監査法人と連携をとり、情報の交換を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然として対応し、一切関係を持たない旨、「反社会的勢力対応規程」に定め、これを徹底する。

取引先に関しては、新規取引の開始時に、相手先企業の経営内容や経営者等について事前調査を行い、反社会的勢力との関係がない旨を確認する。

また、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力による不当要求等への適切な対応についての啓発を図る。

上記にも関わらず事案が発生した時には、関係行政機関や外部の専門家と厳密に連絡をとり、速やかに対応することを基本とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然として対応し、一切関係を持たない旨、「反社会的勢力対応規程」に定め、これを徹底いたします。

取引先に関しては、新規取引の開始時に、相手先企業の経営内容や経営者等について事前調査を行い、反社会的勢力との関係がない旨を確認しております。

また、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力による不当要求等への適切な対応についての啓発を図っております。

上記にも関わらず事案が発生した時には、関係行政機関や外部の専門家と厳密に連絡をとり、速やかに対応することを基本といたします。

その他

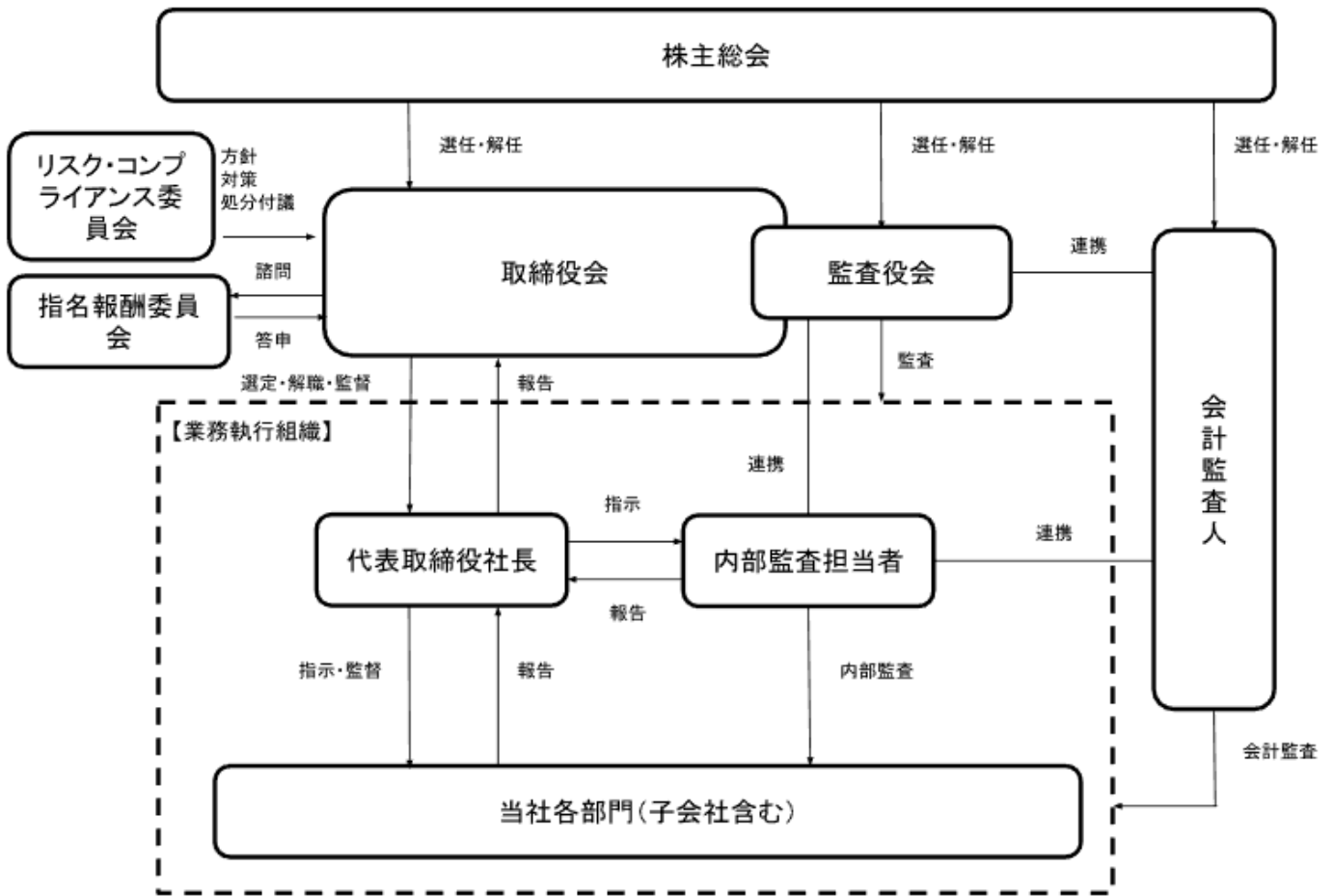
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

買収防衛策は導入しておらず、又、その計画もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【④決定事実】

各部門長

↓情報伝達

情報管理責任者（適時開示の要否の判定）

↓指示

情報開示担当部署（開示予定資料作成）

←助言・相談→

外部専門家

↓報告

代表取締役社長

↓上程

取締役会（開示承認）

↓指示

情報取扱責任者

↓指示

情報開示担当部署（開示手続）

↓EDINET登録

↓TDnet登録

↓資料投函

↓掲載

管轄財務局

東京証券取引所

兜倶楽部

当社ウェブサイト

↓法定開示（公表）

↓適時開示

↓公表

↓公開

株主・投資家

【⑤発生事実】

各部門長

↓ 情報伝達

情報管理責任者（適時開示の要否の判定）

↓ 指示

情報開示担当部署（開示予定資料作成）

← 助言・相談 →

外部専門家

↓ 報告

代表取締役社長（開示承認）

↓ 指示

情報取扱責任者

↓ 指示

情報開示担当部署（開示手続）

↓ EDINET登録

↓ TDnet登録

↓ 資料投函

↓ 掲載

管轄財務局

東京証券取引所

兜倶楽部

当社ウェブサイト

↓ 法定開示（公表）

↓ 適時開示

↓ 公表

↓ 公開

株主・投資家

【⑥決算情報】

財務経理部門（決算開示資料作成）

← 監査・相談 →

監査法人

↓ 報告

代表取締役社長

↓ 上程

取締役会（決算承認）

↓ 指示

情報取扱責任者

↓ 指示

情報開示担当部署（開示手続）

↓ EDINET登録

↓ TDnet登録

↓ 資料投函

↓ 掲載

管轄財務局

東京証券取引所

兜倶楽部

当社ウェブサイト

↓ 法定開示（公表）

↓ 適時開示

↓ 公表

↓ 公開

株主・投資家